

## 田子町空き家バンク仲介業者募集要領

### (目的)

第1条 田子町空き家バンク実施要綱（平成26年田子町訓令第1号。以下、「実施要綱」という。）第9条の規定に基づき、所有者等及び利用者の仲介を行う宅地建物取引業者を募集し、空き家活用による定住促進が円滑に行われることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において次の各号における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 宅地建物取引業者 宅地建物取引業法（昭和27年6月10日法律176号）における免許を受けている事業者をいう。
- (2) 仲介 空き家等の物件の確認、空き家バンク利用者に対する現地案内、契約に関する連絡調整、契約をいう。

### (登録要件)

第3条 仲介業者として登録できる者は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 宅地建物取引業者であって、かつ仲介を全て誠意を持って履行する者であること。
- (2) 国税及び地方税を完納していること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員でないこと。

### (申込方法)

第4条 空き家バンクにおける仲介を行おうとする仲介業者は、田子町空き家バンク仲介業者登録申込書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定により申込みがあったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、空き家バンク仲介業者として登録するものとする。
- 3 町長は、前項の規定により登録したときは、登録した旨申込者に通知するものとする。

### (協定)

第5条 町長は、第4条第2項により、空き家バンク仲介業者として登録するときは、当該仲介業者と空き家等の仲介に係る協定を締結するものとする。

### (補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附則

この要領は、平成26年3月1日から施行する。

#### 附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号

田子町空き家バンク仲介業者登録申込書

平成 年 月 日

田子町長 様

住 所 \_\_\_\_\_

事業所名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

「田子町空き家バンク」の仲介業者として登録したいので、次のとおり申し込みます。

記

宅地建物取引業者 免許番号			
宅地建 物取引 主任者	氏名		
	取引主任 者証	交付番号	交付年月日
電話番号	事務所	携帯	
ファックス番号			
メールアドレス			
HPアドレス			
備考			
田子町空き家バンク制度に定める事項を遵守し、積極的に協力します。		はい ・ いいえ	
国税・地方税に滞納はありません		はい ・ いいえ	
暴力団員が実質的に経営を支配していません		はい ・ いいえ	